

第6 具体的な取組み

1 普及啓発活動の充実

プラン1 県民のネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進

これまで、県、環境省及び厚生労働省は、動物の愛護及び適正飼養に関するポスターやパンフレットなどを作成し、保健所や市町村窓口を中心として配布してきました。

広く県民に動物の愛護と適正飼養の一層の普及を図るため、動物愛護推進員、動物取扱業者及びボランティア等が持つネットワークを活用し、効率的で効果的な普及啓発活動ができるよう体制を整備していきます。

年 度	20	21	22	23	24以降
普及啓発活動の場の拡大	各主体のネットワーク実態把握	啓発資材配布対象の拡大			

プラン2 市町村の広報媒体による普及啓発活動の推進

市町村の広報は、広報誌や回覧板の他、インターネット、有線放送及びケーブルテレビなど様々な媒体を用いています。

こうした市町村の広報媒体を活用した一層の普及啓発を推進していくため、市町村に対し様々な情報を提供するなど市町村の広報活動を支援します。

プラン3 ホームページを利用した普及啓発の充実

県では、ホームページ「岐阜県動物愛護管理情報」を開設し、迷い犬の情報の他に、動物を飼うに当たっての遵守事項、動物取扱業者の登録及び特定動物の飼養保管許可に関する手続き方法などの情報を発信しています。

このホームページにおいて、本計画の進捗状況、各主体の取組み状況などの情報を幅広く発信し、内容の充実を図っていきます。

取組事例1 ホームページ「岐阜動物愛護管理情報」

平成16年9月より県では、「岐阜県動物愛護管理情報」を開設し、動物の愛護と適正飼養の推進に係る情報を発信している。

【内 容】

- 迷い犬情報・・・保護された犬について犬の收容日、保護した場所及び特徴等
- 飼い主への皆様へ・・・飼い主の遵守事項を掲載
- 動物取扱業の登録・・・動物取扱業の登録手続きを掲載
- 特定動物の飼養・・・特定動物の許可の手続き方法を掲載
- 動物由来感染症・・・動物由来の感染症に関する留意点を掲載
- Q & A・・・動物の飼養に関するよくある質問と回答を掲載
- 統 計・・・犬及びねこの引取り状況や狂犬病予防注射状況
- 保健所一覧

アドレス：<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11222/animal/>

プラン4 動物愛護推進員による講習会の開催

平成16年度より委嘱した動物愛護推進員は、それぞれが動物の飼養についての豊富な経験と知識を持っており、この能力を有効に活用した事業を展開していく必要があります。

これまで、小学生を対象とした「動物愛護教室」や中高年者を対象とした「動物適正飼養リレー講座」等において、動物愛護推進員に講師を務めていただき、動物の愛護や適正飼養の普及を図ってきました。

引き続き、市町村や動物愛護推進員と連携し、小学生をはじめ、広く地域住民を対象として、動物の愛護や適正飼養についての効果的な講習会を開催していきます。

取組事例2 動物愛護推進員との連携による普及啓発

[動物愛護教室]

小学生を対象として動物についての理解、生命を慈しむ心の育成、動物愛護意識の高揚及び動物による危害の防止を図るため、市町村教育委員会、動物愛護推進員及び開催小学校等と連携し、開催している。

○ 開催場所

県下11カ所の小学校等

○ 内容

- ・ 動物の習性、生態、正しい飼い方等に関する子供向けの講演
- ・ 講師は開業獣医師等の動物愛護推進員
- ・ 実際に学校で飼育されている動物等を用いた実習など、動物とのふれあいの機会を設定
- ・ 動物に関する理解や関心を深めるための質疑応答

[動物適正飼養リレー講座]

動物の愛護及び管理に関する講座を中高年者を対象として開催し、参加者に家族や地域等へ広く講座の内容を伝えていただくよう徹底し、動物の適正飼養についての効果的な普及に努めている。

○ 開催場所

県下11カ所の生涯学習等

○ 内容

動物物の習性、生理、生態等に関する事項及び動物飼養に当たっての注意点等

- ① 動物の選定における注意点
- ② 動物を飼育するうえでの注意点
- ③ 動物とともに実践する社会活動
- ④ 動物愛護推進員の役割
- ⑤ 動物を飼養するうえで守るべき関連法規 など

プラン5 学校飼育動物の適正飼養等に関する研修

学校で動物を飼養することは、動物についての理解を深め、生命を慈しむ心の育成などの効果が期待されます。しかし、適切な取扱いがなされない場合には逆効果となってしまうことがあります。

このため、県獣医師会では、市町村教育委員会と共催で「学校飼育動物シンポジウム」を開催するなど、学校飼育動物の適正飼養の推進に取り組んできました。こうした活動について、今後も県や市町村等が支援していきます。

また、新たに飼育動物の担当となった学年の担当教諭を支援するため、動物の適正飼養に関する基礎的な研修を県獣医師会と連携し、開催します。

年 度	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4 以降
学校飼育動物の適正飼養等に関する基礎研修	実態把握・研修内容検討		研修の実施		
	教育委員会・獣医師会等との調整				

プラン6 動物愛護週間行事の開催

毎年、動物愛護週間中（9月20日から26日）に、「広く県民の間に動物愛護の気風を招来し、人の生活環境に調和した動物の適正飼養の普及を図ること」等を目的とした動物愛護に関する事業を各主体と協働で取り組んでいきます。

取組事例3 動物愛護週間行事の開催

[平成19年度動物愛護フェスティバル in ぎふ]

○ 目的

- ① 広く県民に動物愛護思想の普及、啓発を図る。
- ② 人の生活環境に調和した動物の適正飼養の普及を図る。
- ③ 動物との触れ合いを通じて、特に次世代を担う子供に対して生命の尊重、友愛と平和の情操の涵養を図る。
- ④ 野生鳥獣の保護管理に関する思想啓発を図る。

○ 主 催

動物愛護フェスティバル実行委員会（岐阜県、岐阜市、（社）岐阜県獣医師会）

○ 後 援

岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会、（財）日本動物愛護協会・東海地域統括岐阜支部、日本野鳥の会岐阜県支部

○ 開催日程

日時：平成19年9月24日（月・祝日）10:00～15:00
場所：岐阜市畜産センター

○ 内容

- ・ステージイベント 盲導犬、介助犬実演、動物天才クイズ
- ・広場イベント ディスクドッグ演技、アジリティー演技
- ・会場内イベント 巣箱作り、搾乳体験、動物健康相談、スタンプラリー、動物パネルクイズ、乗馬体験、小動物ふれあい広場
- ・その他 各種パネル展示 など

[平成19年度 動物愛護作文・絵画コンクール]

○ 目的

県下の小学校・中学生を対象として広く県民の間に生命を大切にし、動物を愛護する気風を招来するとともに、動物の適正な取扱いについての理解を深める。

○ 主 催

動物愛護フェスティバル実行委員会（岐阜県、岐阜市、県獣医師会）

○ 後 援

岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会、（財）日本動物愛護協会東海地域統括岐阜支部、日本野鳥の会岐阜県支部

2 終生飼養の推進

プラン7 終生飼養の普及啓発

みだりな繁殖を防止するための不妊去勢等の措置や終生飼養などの飼い主の責務（p2 第3-2参照）について、様々な機会を通じ飼い主への理解を深めていきます。

また、動物の販売業者に対し、講習会等において下欄の「動物販売時に顧客に対する事前説明等を行うべき事項」の徹底を図っていきます。

参 考 動物販売時に顧客に対する事前説明等を行うべき事項

動物の販売業者は顧客に対して、安易な動物飼養を防ぐため、契約に際し、あらかじめ下記に示す特性及び状態に関する情報を文面（電磁的記録を含む）により説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わなくてはならないことになっています（動物愛護管理法施行規則第8条第4号）。

- ① 品種等の名称
- ② 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- ③ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- ④ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ⑤ 適切な給餌及び給水の方法
- ⑥ 適切な運動及び休養の方法
- ⑦ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- ⑧ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑨ ⑧に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
- ⑩ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ⑪ 性別の判定結果
- ⑫ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ⑬ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑭ 生産地等
- ⑮ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- ⑯ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- ⑰ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
- ⑱ その他、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

プラン8 所有者明示（個体標識）措置の徹底

犬の鑑札をはじめ、飼い主の氏名や電話番号等を記した名札等個体識別の装着は、動物が逸走した際の所有者の確認を容易にし、保健所に収容される動物の減少に資することとなります。また災害時のペットの救済を円滑に行うためにも、飼い主の重要な責務の一つです。

狂犬病予防法で定められた犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票（以下「鑑札等」という）の装着については、毎年、市町村が実施する集合注射実施時等の機会を捉えて、その普及に努め、装着率の向上を図ります。

また、平成18年に狂犬病予防法施行令が一部改正され、市町村は独自に鑑札等の型を定めることができるようになりました。飼い主が親しみやすく装着しやすいデザインを導入することによって、装着率の向上が期待できることから、その導入促進を図っていきます。

ねこについては、動物病院への受診の機会を捉え、その装着状況を調査するなど実態を把握しながら、行政の広報媒体等を通じた普及啓発に努め、装着率の向上を図っていきます。

プラン9 収容動物の適正譲渡の推進

環境省の作成した「譲渡支援のためのガイドライン」を踏まえ、県の譲渡要領を全面的に見直し、譲渡対象者及び譲渡の動物の選定基準を明確にするとともに、譲渡に取り組むボランティア団体と連携を図るなど、動物の譲渡を円滑に行うための仕組みを構築していきます。

また、譲渡先の状況について追跡調査を行い、譲渡された動物が適正に飼養されていることを確認するとともに、必要な指導を行います。

年 度	20	21	22	23	24以降
譲渡制度の見直しとボランティア団体との適正な連携	新要領による譲渡				
	←				→
	譲渡要領見直し				

プラン10 収容動物検索サイトの拡充の検討

保健所に収容された飼い主が不明の犬について、一刻も早く飼い主が発見できるよう、ホームページ「岐阜県動物愛護管理情報」に、収容動物検索サイト「迷い犬情報」(p16 取組状況1参照)を設け、当該犬の情報を掲載し、飼い主の発見に努めています。

今後は、譲渡要領の見直しに併せて、飼い主が発見できなかった犬やねこについても里親を募るため、収容動物検索サイトへの関係情報の掲載を検討していきます。

3 動物の健康保持及び地域の生活環境の保全

プラン11 犬の登録と狂犬病予防注射の推進

狂犬病は世界各国で発生しており、狂犬病清浄国である我が国においても、狂犬病侵入時の蔓延防止に備え、国内飼養動物の発生予防対策を徹底することが必要です。

市町村と（社）岐阜県獣医師会との連携強化を図り、地域住民の利便性を考慮した集合注射の実施に努めていきます。

また、県、市町村及び県獣医師会による問題点や課題等を検討する場を設けるなど、関係者間を情報共有に努め、狂犬病予防対策の一層の推進を図ります。

プラン12 「犬のしつけ」の推進

犬による咬傷事故は、年間80件前後の発生があり、その中には人の生命にかかわる重大な事故につながる危険性のある事例もあります。

また、犬の咬みぐせやムダ吠えなどの問題行動による苦情は後を絶たず、犬のしつけを徹底することは、犬と人のよりよい関係を築くための基礎となります。

広く県民を対象とした基本的な犬のしつけ方法についての教室を開催するなど、犬の適正飼養の普及促進を図ります。

取組事例4 子犬のしつけ方教室の開催

毎年、県内各保健所では、子犬を飼養している県民またはこれから飼養する予定の県民を対象に、子犬の基本的なしつけ方についての教室を開催している。

- 開催場所
県下11カ所
- 内容
 - ・ 講師は、犬のしつけに詳しい動物愛護推進員等が担当
 - ・ 犬を用いた実演を行うなどわかりやすく教示

プラン13 犬の飼い主への地域ルールの徹底

公共の場における放し飼い（ノーリード）やふんの放置については、「岐阜県動物愛護及び管理に関する条例」や一部市町村で定める環境美化に関する条例（いわゆる「ポイ捨て条例」）に違反する可能性があります。

県と市町村との連携により、放し飼いやふんの放置の防止について普及啓発を図るとともに、不適切な飼養を行う飼い主については、個別に指導し、飼い主のマナー遵守を図ります。

プラン14 ねこの屋内飼養の推進

ねこの飼い主は、疾病の感染防止、不慮の事故の防止等ねこの健康と安全の保持、周辺の生活環境の保持の観点から、屋内飼養に努めなければなりません。

また、発情期のマーキング（トイレ以外の放尿）や鳴き声などを抑制し、無理なくねこを屋内飼養するためには、避妊、去勢手術を行うことが必要となります。

県と市町村との連携により、不妊・避妊措置と併せ、屋内飼養についてのパンフレット等の配布や市町村の広報媒体等を活用した普及啓発を図ります。

プラン15 ねこへの不適切な給餌行為に関する普及啓発

適切な管理等を行わず飼い主のいないねこに餌を与える行為は、生活環境の悪化、新たな飼い主のいないねこの増加等の原因になっています。

飼い主が明らかでないねこが数多くみられる地域については、これらのねこに餌を与える人に自覚を促すため、町内会、自治会等を通じ、問題のある地域を限定した普及啓発を図っていきます。

プラン16 特定動物の飼い主の社会的責任の徹底

特定動物が飼養施設から逸走した場合、人に危害を与える可能性が高く、一般の動物以上に飼い主の社会的責任が求められます。

飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置及びマイクロチップ等による個体識別措置が確実に行われるよう、周知徹底を図っていきます。

プラン17 動物取扱業への監視強化

動物取扱業者に対する監視について、事業の規模や施設設置場所における住民の生活環境等を考慮し、年間に監視すべき回数を定め、効率的に実施していきます。

また、事業者が守るべき基準の遵守状況について、評価の低い事業者に対しては厳しく改善指導するとともに、年間に監視すべき回数を増やすなど重点的な監視指導を行います。

動物繁殖業者に対しては、繁殖動物の終生飼養に努めるよう指導するとともに、幼齢動物の販売制限について、動物取扱責任者研修等を通じ、その徹底を図っていきます。

年 度	20	21	22	23	24以降
動物取扱業者に対する立入回数の設定	立入回数等の検討		効率的・効果的な立入実施		

幼齢動物の販売・貸出の制限

- 1 販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売すること。
- 2 販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しすること。
- 3 販売業者及び貸出業者にあつては、2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出すること。

※ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条

プラン18 動物購入時の確認事項の周知

ペット購入時のトラブルの発生を防ぐため、ペットを購入する際に確認すべき下記事項を周知していきます。

ペット購入時に確認すべき事項

- ① 動物愛護管理法に基づく登録済みである旨の標識が掲げているか。
- ② 動物販売時に顧客に対する事前説明（プラン7参照）を十分に受け、不明な点は説明を求めること。
- ③ 可能であれば事前に店舗に足を運び、衛生状態や店員の接客態度等を確認すること。

プラン19 動物介在活動の推進

人と動物のふれあいは、精神的安定及び身体的機能の回復などの効果があるとして、国内外において高齢者及び障害者への動物介在活動（Animal Assisted Activity）が注目されており、ボランティア団体、社会福祉施設及び医療機関等の期待が高まっています。

一方、有意義な動物介在活動を行うには、受入施設の十分な理解の下に、高度な専門技術を取得した飼い主（ハンドラー）と適正な管理や訓練を行った動物の参加が必要です。

そこで、不慮の事故や人畜共通感染症の発生防止等に十分に配慮した動物介在活動を支援するとともに、具体的な取組事例については、動物の適正飼養の模範的な事例として、県民への動物愛護管理の普及啓発に活用していきます。

取組事例5 動物介在活動推進モデル事業

ボランティア団体の協力を得て、社会福祉施設等への動物介在活動をモデル的に実践し、適正な動物介在活動を推進するための体制整備を図る。

- 時期
平成18年5月から平成20年2月
- モデル地域
中濃圏域
- 主体保健所
中濃保健所
- 協力団体
すでに動物介在活動を実施しているボランティア団体、中濃圏域の福祉施設
- 事業内容
 - ① 動物介在活動の実践
 - ・ 毎月の福祉施設への訪問活動を実施
 - ・ 犬の行動に関する専門家や保健所職員が参加し、アドバイス等を実施
 - ・ 活動後に反省会を開催して、改善点等について討議
 - ② 動物介在活動犬の育成講習会
動物介在活動に参加することが可能な犬を育成するため、そのトレーニング方法等に関する講習会を実施

プラン20 身体障害者補助犬の普及啓発

平成15年10月から「身体障害者補助犬法」が施行され、飲食店やスーパーマーケットなどの施設管理者は、身体障害者が補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴することについて理由なく拒むことができなくなりました。

この法律が施行されて既に4年以上経過していますが、未だに消極的な対応であることが示唆されています。

そこで、関係団体と連携し、関係施設等に対する同法の趣旨の徹底を図り、その普及啓発に努めていきます。

取組事例⑥ 身体障害者補助犬モデル事業

平成19年度において、広く県民に理解を呼びかけるとともに、営業者の意識を高めるため、(財)日本動物愛護協会岐阜県支部が作成した啓発ポスターを多治見食品衛生協会及び恵那食品衛生協会の会員店舗に掲示するなどのモデル事業を実施しています。

主 催：(財)日本動物愛護協会東海地域統括岐阜支部

協 賛：(社)岐阜県食品衛生協会、多治見食品衛生協会、恵那食品衛生協会

後 援：岐阜県動物愛護推進協議会（岐阜県・岐阜市・県獣医師会・岐阜大学応用生物科学部獣医学課程）、東濃5市 等

プラン21 県民の意識調査の実施

毎年度、県政モニターへのアンケート調査において、県民の動物愛護に対する意識の動向や動物による生活環境への影響等を把握し、動物の適正飼養の普及状況について評価します。

プラン22 実験動物取扱施設に対する普及啓発

動物を科学的利用に供する場合は、実験動物の福祉の原則及び動物実験の適正化の原則として、国際的に定着している「3Rの原則」に配慮するように努めなければなりません。

大学、病院、研究機関などの施設の実験動物の飼養状況を把握するとともに、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を周知し、「3Rの原則」を遵守した実験が行われるよう普及啓発を行っていきます。

3Rの原則

苦痛の軽減(Refinement)・使用数の削減(Reduction)・代替法の活用(Replacement)

プラン23 畜産業者等への普及啓発

畜産業者、養鶏業者等に対して、県獣医師会及び関係機関との連携を図り、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を周知徹底していきます。

4 動物の愛護管理推進への基盤づくり

プラン24 動物愛護推進協議会の運営

動物愛護推進協議会（第4-7-(1)・(2)参照）は、動物愛護推進員の支援母体として、動物愛護推進員の委嘱の推進やその活動の方策等について協議し、動物愛護推進員の活動の拡大、充実に努めていきます。

また、当協議会において、動物の愛護及び適正飼養の推進に関する方策等について協議し、県の施策や各主体の活動に反映していくとともに、より円滑な運営を図るために必要となる新たな団体の参加について検討していきます。

プラン25 動物愛護推進員活動の活性化

動物愛護推進員（第4-7-(2)参照）が、その役割（第3-6参照）を十分に果たせるよう、研修会や意見交換会を開催し、国や県をはじめ、地域における動物の飼養に関する諸問題等について、情報の共有化を図っていきます。

また、県は動物愛護推進員が行う勉強会や自主研修などを支援するとともに、動物愛護推進員の人材情報を活動分野別（「犬のしつけ方」、「動物介在活動」等）に整理し、市町村に提供していきます。

年 度	20	21	22	23	24以降
動物愛護推進員活動の市町村への情報提供	←	市町村への情報提供・情報の更新	→		
	活動内容の調査				

プラン26 動物愛護管理担当職員の資質向上

動物愛護管理担当職員（第4-7-(3)参照）は、動物の飼い主及び動物取扱業者への的確な指導や市町村、動物愛護推進員、県民等の様々なニーズに応えるよう、専門的な知識や技術を幅広く取得していかなければなりません。

動物愛護管理担当職員を計画的に、環境省及び厚生労働省等が開催する各種研修会に参加させるとともに、県自ら研修会等を開催し、動物愛護管理担当職員の資質の向上を図っていきます。

プラン27 市町村担当職員の研修

市町村担当者は、地域住民の最も身近な窓口として、種々の苦情や相談に応じています。動物の飼養を巡るトラブルが発生した際など、動物の飼養に関する制度等を承知しておくことが不可欠です。

すでに、県獣医師会開業部会と県との共催で、毎年度、「狂犬病予防に関する市町村担当者研修会」を開催し、狂犬病予防対策の重要性や狂犬病予防法の改正の趣旨などの

周知に努めています。

今後も、市町村担当者の意向を調査し、要望等を把握したうえで、動物の愛護及び適正飼養に関する知識を習得するための研修会を開催していきます。

プラン28 動物取扱責任者の資質向上

動物取扱業者は、動物取扱責任者を年1回以上、県が行う「動物取扱責任者研修」を受講させることになっています。

この研修において、動物取扱責任者に対する関係法令等の周知、動物及びその飼養施設の適正な管理方法の習得を図り、その資質向上に努めていきます。

プラン29 狂犬病発生時の体制整備

日本では昭和25年に制定された狂犬病予防法によって、犬の登録と狂犬病予防注射、輸出入時の検疫が義務づけられ、その徹底が図られたことから、昭和32年以降狂犬病の発生はありません。しかし、国境を越えた人や物の移動が盛んな現代では、日本に狂犬病が侵入する危険性は常に存在します。

県内をはじめ隣接県において、動物における狂犬病が発生した場合の対策として、迅速かつ正確な情報を収集し、適切な措置を講ずるための連絡体制の構築や、関係マニュアルの作成など、その体制を整備していきます。

プラン30 被災動物救援体制の整備

阪神淡路大震災、有珠山噴火災害、三宅島噴火災害及び新潟中越地震等の災害時には、動物愛護団体、獣医師会及び関係行政機関等が連携、協力し、被災動物の救援に当たりました。

災害時において、あらかじめ定められた方法により救援活動が円滑に行われるよう、動物愛護団体や獣医師会等と協議し、被災動物救援計画を策定します。

県は市町村に対して、防災計画や災害時動物対応マニュアルについて作成モデルを示すなど、市町村の取組みが促進されるよう支援していきます。

また、飼い主に対しては動物個体標識の装着をはじめ、災害時の移動用容器や餌の確保などに努めるよう普及啓発していきます。

参考 被災時の動物救援活動事例

	阪神淡路大震災	有珠山噴火災害	三宅島噴火災害	新潟県中越地震
発生年月日	H7.1.17	H12.3.31	H12.6.26	H16.10.23
被災世帯数	1,193,000 戸	1,343 戸	1,962 戸	85 千戸
飼養犬ねこ（推定）	約 190、000 頭	845 頭	350 頭	約 50 千頭
收容等された犬ねこ	1,556 頭	348 頭	320 頭	248 頭
救護期間	約 1 年 4 ヶ月間	約 5 ヶ月間	約 1 年間	約 8 ヶ月
救護ボランティア延数	約 22,000 人	約 6,000 人	約 7,000 人	88,441 人
救護活動経費	267 百万円	64 百万円	75 百万円	38 百万円

環境省資料

プラン31 ボランティアネットワークの構築

大規模な災害時には、多くのボランティアが被災ペットの救済活動を希望し、被災地を訪れています（上記）。

県内には動物愛護に係るボランティアグループがあり、譲渡の斡旋や動物介在活動などに取り組んでいます。こうしたボランティアグループが、災害時のボランティアのリーダーとして活動できるよう、被災動物の飼養に関する研修会や意見交換会などを開催し、ボランティアグループ間の情報の共有に努めます。同時に、ボランティア間の交流を深め、被災時における組織的な活動ができるようネットワークの構築を図ります。

プラン32 動物の愛護管理に関する拠点施設の整備

平成16年2月に、(社)岐阜県獣医師会より「動物愛護管理機能」、「野生動物保護機能」及び「アニマルセラピー機能」の3つの機能を有した施設を整備する「動物ふれあいパーク構想」が提案されています。

平成19年度には、岐阜大学と県が「野生動物救護センター」を共同で運営することとなり、「野生動物保護機能」は先行して整備されました。

「動物愛護管理機能」や「アニマルセラピー機能」については、動物の愛護及び適正飼養に関する拠点を保健所に置いている現状のメリットとデメリットを整理し、どのような施設整備が必要となるのかを引き続き検討していきます。